

○厚生労働省告示第百二十五号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十一条の十七第二項の規定に基づき、障害者自立支援法に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準を次のように定め、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月十四日

厚生労働大臣 小宮山洋子

障害者自立支援法に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準

一 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第五十一条の十七第二項の規定に基づき、指定計画相談支援（同項に規定する指定計画相談支援をいう。以下同じ。）に要する費用の額は、別表計画相談支援給付費単位数表により算定する単位数に別に厚生労働大臣が定める一単位の単価を乗じて算定するものとする。

二 前号の規定により指定計画相談支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に一円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定するものとする。

別表

計画相談支援給付費単位数表

1 計画相談支援費

イ サービス利用支援費

1,600単位

ロ 継続サービス利用支援費

1,300単位

注1 サービス利用支援費は、指定特定相談支援事業者（法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者をいう。以下同じ。）が、計画相談支援対象障害者等（同項に規定する計画相談支援対象障害者等をいう。以下同じ。）に対して指定サービス利用支援（同号に規定する指定サービス利用支援をいう。以下同じ。）を行った場合に、1月につき所定単位数を算定する。

2 継続サービス利用支援費は、指定特定相談支援事業者が計画相談支援対象障害者等に対して指定継続サービス利用支援（法第51条の17第1項第2号に規定する指定継続サービス利用支援をいう。以下同じ。）を行った場合に、1月につき所定単位数を算定する。

3 指定特定相談支援事業者が、障害者自立支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号。以下「指定基準」という。）第15条第2項第6号（同条第3項第3号において準用する場合を含む。）、第8号、第9号若しくは

第10号から第12号まで（同条第3項第3号において準用する場合を含む。）又は同条第3項第2号に定める基準を満たさないで指定計画相談支援を行った場合には、所定単位数を算定しない。

4 指定特定相談支援事業者が、障害児相談支援対象保護者（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項に規定する障害児相談支援対象保護者をいう。以下同じ。）に対して指定計画相談支援を行った場合には、所定単位数を算定しない。

5 指定特定相談支援事業者が、同一の月において、同一の計画相談支援対象障害者等に対して指定継続サービス利用支援を行った後に、指定サービス利用支援を行った場合には、継続サービス利用支援費に係る所定単位数は算定しない。

6 相談支援専門員（指定基準第3条に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）が、計画相談支援対象障害者等であつて、介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第1項に規定する要介護状態区分（以下「要介護状態区分」という。）が要介護1又は要介護2のものに對して、同法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援（以下「指定居宅介護支援」という。）と一体的に指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合に、居宅介護支援費重複減算(1)として、1月につき700単位を所定単位数から減算する。

7 相談支援専門員が、計画相談支援対象障害者等であつて、要介護状態区分が要介護3、要

介護 4 又は要介護 5 のものに対して、指定居宅介護支援と一体的に指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合に、居宅介護支援費重複減算(Ⅱ)として、1月につき1,000単位を所定単位数から減算する。

8 相談支援専門員が、計画相談支援対象障害者等であつて、かつ、介護保険法第7条第2項に規定する要支援状態区分が要支援1又は要支援2のものに対して、同法第58条第1項に規定する指定介護予防支援と一体的に指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合に、介護予防支援費重複減算として、1月につき112単位を所定単位数から減算する。

9 別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、指定計画相談支援を行った場合（注3及び注4に定める場合を除く。）に、特別地域加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

2 利用者負担上限額管理加算

150単位

注 指定特定相談支援事業者が、指定基準第13条に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。